佐賀県規則第35号

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 佐賀県現業職員の給与に関する規則(昭和37年佐賀県規則第91号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後		
(諸手当の額)	(諸手当の額)		
第11条 略	第11条 略 <u>(第2号会計年度任用職員に対する特例)</u>		
	第11条の2 第5条から第9条までの規定は、職員のうち地方公務		
	員法第22条の2第1項第2号に掲げる者(以下この条において「第		
	2号会計年度任用職員」という。) には適用しない。		
	2 第2号会計年度任用職員の職務の級は、別表第2に定めるとお りとし、その号給は、職務内容、経験年数等を考慮し、任命権者		
	<u>が決定する。</u>		
	3 第2号会計年度任用職員に対する前条第1項の規定の適用につ		
	いては、同項中「扶養手当、地域手当、住居手当」とあるのは「地		
	域手当」と、「単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第		
	7条の2の規定による手当を含む。)」とあるのは「特殊勤務手当」と、「期末手当、勤勉手当」とあるのは「期末手当」とする。		
	4 前項において読み替えられた前条第1項の規定を適用する場合		
	において、第2号会計年度任用職員に対する期末手当の支給対象		
	については、同項の規定にかかわらず、佐賀県会計年度任用職員 の報酬等に関する条例(令和元年佐賀県条例第13号)第3条第5 項ただし書の規定の例による。		
別表第2(第2条関係) 	別表第2(第2条 <u>、第11条の2</u> 関係) 		
現業職給料表等級別基準職務表 	」		
職務の級 標準的な職務	職務の級 標準的な職務		

改正前		改正後		
1級	定型的な業務を行う職務		1級	定型的な業務を行う職務 <u>及び会計年度任用職員の職</u> <u>務</u>
略			略	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。